

令和7(2025)年度
保育所・認定こども園・地域型保育事業
入所のご案内



- 必ずこのご案内を確認し、手続きをしてください。
- この案内は大切に保管してください。
- 申込書類は、黒ボールペンで記入してください。
消えるボールペンでは記入しないでください。
- 修正テープや修正ペンでの訂正は無効です。
訂正するときは、二重線を引いて訂正してください。

三原市役所 こども部 こども保育課
〒723-8601 三原市港町三丁目5番1号
電話 (0848) 67-6042 (直通)

目次

- 1 保育所・こども園・地域型保育事業について P.3
- 2 保育所等の制度 P.3～
 - 1. 保育の必要性の認定について P.3
 - 2. 保育必要量について P.3
 - 3. 保育を必要とする理由と入所できる期間 P.4
 - (1) 保育所・こども園保育利用(2・3号認定) P.4
 - (2) こども園教育利用(1号認定) P.4
- 3 入所の手続きについて P.5～
 - 1. 申し込みから入所までのながれ P.5
 - (1) 保育認定(2・3号認定) P.5
 - (2) 教育認定(1号認定) P.5
 - (3) 電子申請について P.6
 - 2. 入所受入可能人数について P.7
 - 3. 入所希望保育所の事前見学及び
希望保育施設名記入について P.7
 - 4. 申し込み P.8～
 - (1) 令和7年4月入所の申し込み P.8
 - (2) 令和7年5月以降入所の申し込み P.8
 - (3) 要件別の注意点 P.9
 - ① 就労要件の申し込みについて P.9
 - ② 育休復帰予定の方 P.9
 - ③ 求職活動の方 P.9
 - ④ 転入・転出予定の方 P.10
 - (4) 広域入所について P.10
 - (5) 配慮の必要なお子さんの保育について P.11
 - (6) 必要書類 P.12・13
 - (7) 入所審査について P.14
 - (8) 支給認定証の交付・入所調整結果の送付 P.14
- 4 入所決定後・入所後の手続きについて P.14～
 - 1. 入所辞退 P.14
 - 2. 要件の変更 P.14
 - 3. 退所 P.15
 - 4. 転所 P.15
 - 5. 長期欠席 P.15

- 5 料金について P.15～
 - 1. 保育料 P.15
 - (1) 算定方法 P.15
 - (2) 令和7年度保育料徴収基準額表【参考】 P.16
 - (3) 多子軽減 P.17
 - (4) 利用料金の納付につて P.17
 - (5) 延長保育料について P.18
 - 2. 給食費（主食費・副食費） P.18
- 6 その他 P.19
 - 1. 給食・健康について P.19
 - (1) 給食内容 P.19
 - (2) アレルギーの対応について P.19
 - (3) 健康 P.19
 - 2. その他 P.19
- 7 施設一覧 P.20・21
- 8 申請書記入例 P.22
 - 1. こども園教育利用（1号認定）用 P.22・23
 - 2. 保育所・こども園保育利用（2・3号認定）用 P.24・25
- 9 よくある質問 P.26・27・28

保育所・認定こども園・地域型保育事業は、保護者にかわって小さなお子さんを保育する施設です。

安全に集団保育を行うため、入所申し込みで様々な確認を行っています。そのため、保護者のみなさまには書類の作成や準備などお手数をおかけしますが、ご協力をお願いします。



1 保育所・こども園・地域型保育事業について

三原市にはつぎの種類の保育施設があります。

施設の種類		対象	概要
保育所		0歳～就学前	保護者の就業などのために、家庭で保育ができない場合、保護者に代わって保育します。
認定こども園		保育部分：0歳～就学前 教育部分：3歳～就学前	幼稚園と保育所の両機能を併せもち、どちらの基準も備えた施設です。
地域型保育事業	小規模保育	0～2歳 ※3歳に達する年度末まで利用できます。翌年度からは、連携している施設等へ通うこともできます。	保育所と比べて小規模な保育施設です。
	事業所内保育		事業所の中に設置された、保育施設です。事業所の従業員枠と地域の方向けの地域枠があります。

2 保育所等の制度



1. 保育の必要性の認定について

保育所・こども園・地域型保育事業を利用するためには、保育の必要性に応じた支給認定を受ける必要があります。

保護者の申請に基づいて、市が「支給認定証」を交付します。

認定区分	年齢と保育の必要性	主な利用先
教育認定 (1号認定)	満3歳以上で、教育を希望される場合 ※公立幼稚園を希望する場合の認定は教育振興課です。	認定こども園
保育認定 (2号認定)	満3歳以上で、保育を希望される場合 「保育を必要とする理由」に該当	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業（3歳に達する年度末まで）
保育認定 (3号認定)	満3歳未満で、保育を希望される場合 「保育を必要とする理由」に該当	保育所・認定こども園・ 地域型保育事業

2. 保育必要量について

【2・3号認定】

保育を必要とする理由		保育必要量（利用可能時間）
「就労」	1か月あたり120時間以上	保育標準時間（最大11時間/日）
	1か月あたり48時間以上120時間未満	保育短時間（最大8時間/日）
「妊娠・出産」「介護・看護」「災害復旧」「就学」		保育標準時間（最大11時間/日）
「疾病・障害」「求職活動」「育児休業」		保育短時間（最大8時間/日）

※各施設の設定する利用可能時間外の延長保育は、有料です。

※仕事が決まった等、入所後に認定要件が変更になった場合、「保育必要量変更届出書」と必要書類の提出があれば、申請月の翌月1日から保育必要量を変更出来る場合があります。

【1号認定】

教育認定の利用可能時間は施設一覧でご確認ください。

3. 保育を必要とする理由と入所できる期間

(1) 保育所・こども園保育利用（2・3号認定）

児童と保護者が市内に住んでおり、児童の保護者が次の「保育所に入所できる基準」のいずれかに該当し、児童を保育することができないと認められる場合です。「集団生活を経験させたい」などの理由では入所できません。

また、同居の祖父母（65歳未満）が児童を保育することができる場合は、優先順位が低くなります。

※入所基準により入所できる期間と保育時間が異なります。

保育所・認定こども園に入所できる基準と期間

保育を必要とする理由		入所できる期間
①就労	1か月において48時間以上労働することを常態としていること。	就労を確認できる期間
②妊娠・出産	妊娠中であるか、または出産後間がないこと。	出産予定日の月及び前後1か月 ※終了後他の要件への変更する場合は、新規の申し込みが必要です。
③疾病・障害	保護者が疾病にかかり、もしくは負傷し、または精神もしくは身体の障害を有していること。	理由がなくなるまで
④介護・看護	同居の親族を常時介護または看護していること。	介護・看護の必要がなくなるまで
⑤災害復旧	震災、風水害、火災その他の災害の復旧に保護者があたっていること。	災害復旧が終了するまで
⑥求職活動	保護者が求職活動中であること。	3か月以内
⑦就学	保護者が就学（学校教育法・職業能力開発促進法に該当する学校）することを常態としていること。社会通信教育不可。	保護者が卒業する月末まで
⑧虐待・DV	虐待やDVの可能性があること。	
⑨育児休業	育児休業取得中に、既に保育所を利用している子どもがいて継続利用が必要であること。	下の子の育児休業終了まで
⑩その他	市長が認める各①～⑨に類する状態にあること。	

(2) こども園教育利用（1号認定）

三原市内に住所があり、次の期間に生まれた児童

学年	対象児童の生年月日
5歳児	平成31年4月2日～令和2年4月1日
4歳児	令和2年4月2日～令和3年4月1日
3歳児	令和3年4月2日～令和4年4月1日

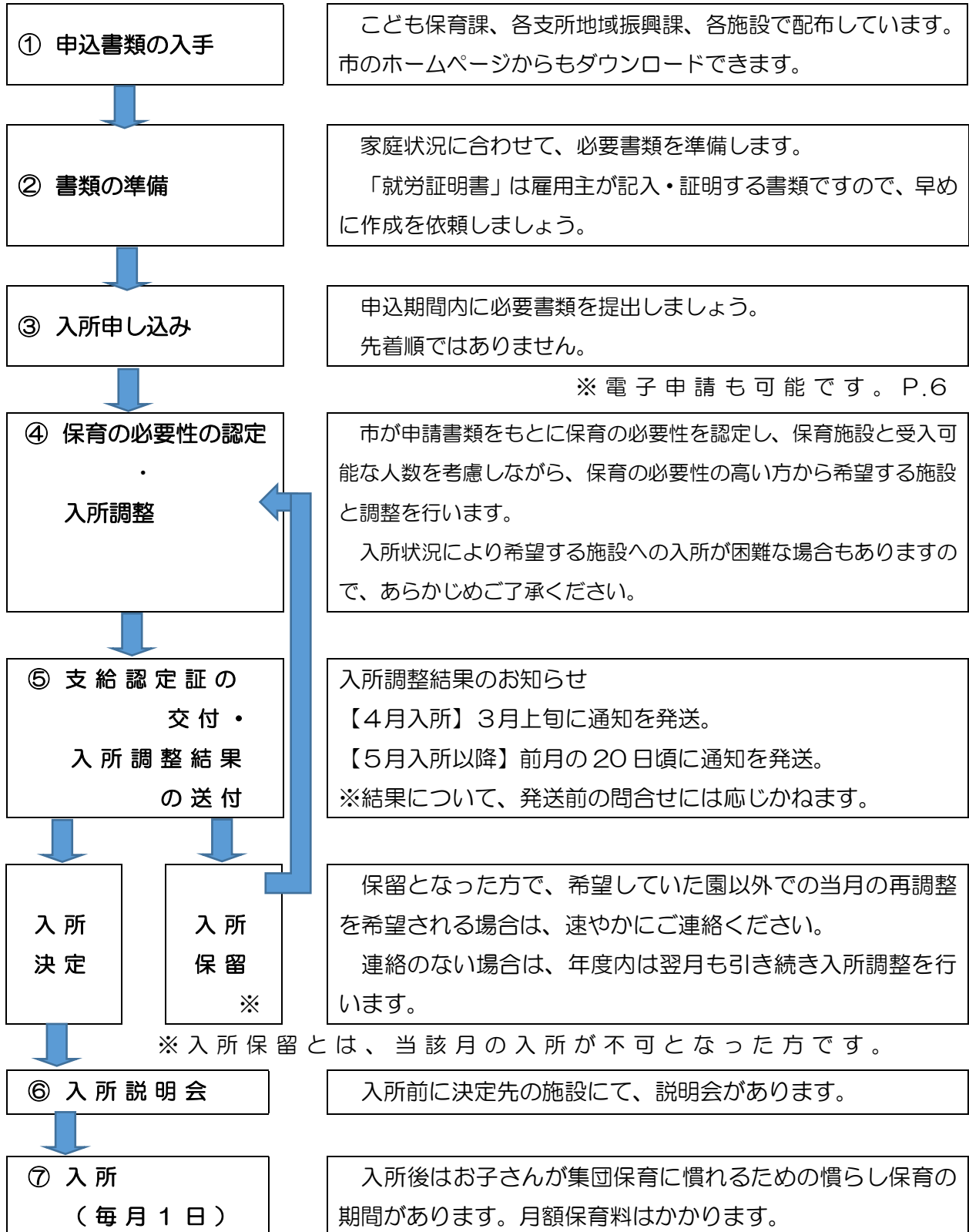
※募集定員を超えたときは、抽選を行う場合があります。



③ 入所の手続きについて

1. 申し込みから入所までのながれ

(1) 保育認定（2・3号認定）



(2) 教育認定（1号認定）

申し込みや入園までのながれは、こども園によって違います。
各こども園にご確認ください。



(3) 電子申請について

「ぴったりサービス（マイナポータルの電子申請機能）」の電子申請をご利用できます。

※各月提出期限日の17時15分までにご提出があったものを受け付けます。

入力所要時間は約1時間ですので、お早めにお手続きを行ってください。

※申請の最後に出る申請書のPDFデータは、申請時のみダウンロード可能です。後からダウンロードすることはできませんので、申込み結果が決まるまで大切に保存してください。

事前に準備するもの

- ① マイナンバーカード（保護者） ② マイナンバー（世帯全員）
- ③ 必要書類（就労証明、障害者手帳等） ④ 母子健康手帳
- ⑤ 現在のお子さんの身長、体重 ⑥ マイナポータルに対応した機器

入所申込へのリンク

「マイナポータル」で自治体を「三原市」を選択。「子育て」の中から、「教育・保育給付認定兼保育施設等の利用申込」を選択し申請してください。

電子申請に関するQ&A

1. 入所日は何日を入力すれば良いですか。
希望月の1日を入力してください。
2. 保育希望時間はどのように入力すれば良いですか。
施設によって、利用時間が異なります。 希望される施設の利用時間をご確認のうえ、入力してください。
3. 「前委託先」は、どのような施設ですか。
現在利用されている保育施設（認可外を含む）などです。
4. 児童の健康状況や発達について、事前に伝えたいことがある場合、どのように入力すれば良いですか。
こども保育課へ直接ご相談ください。 また、お子さんと一緒に希望する施設の見学や施設長への相談をお勧めします。
5. 三原市の健診にはない6ヵ月健診が表示される。
6ヵ月健診のチェックは不要です。
6. 添付書類に誤って全く違う写真を選んで提出してしまった。
修正ができませんので、申請期間内にこども保育課窓口で原本を持参又は郵送でご提出ください。
8. 添付書類が手元にない場合、先に電子申請をして、後日添付書類を提出しても良いですか。
電子申請は提出書類を必ず添付してご提出ください。添付ができない場合は、窓口で書面申請をしてください。
9. 口座振替を希望する場合は、どのような手続きが必要ですか。（対象施設：公立保育所、公立こども園、私立保育所）
こども保育課窓口で口座振替依頼書をお渡しします。 提出は各金融機関又はこども保育課にご提出ください。

2. 入所受入可能人数について

5月以降の年度途中入所を希望する場合の、各施設の2・3号認定の受け入れ可能人数は、三原市ホームページでご確認いただくか、こども保育課までお問い合わせください。

空き状況はあくまでも公表時点での目安であり、保育士配置や退所等により空き状況が変動することがあります。空きがある場合でも入所を保証するものではありません。

空きがないと表記されていても、審査時に変更となる場合がありますので、入所を希望する施設は申込書類にすべてご記入ください。

空きがあると表記されていても、審査時に空きが無くなるまたは減少する場合があります。

こども園の1号認定の受け入れ可能人数は、各こども園にお問い合わせください。

3. 入所希望保育施設の事前見学及び希望保育施設名記入について

お子さんと一緒に見学し、園の特色やルールなどの説明を受けましょう。

お子さんを長時間安心して預けるため、申請の前に利用を希望する施設を見学し、保育内容や送り迎えが可能か等を確認してください。見学をする際は、各施設へ直接お問い合わせください。

見学し説明を受けることで、施設設備などの保育環境、先生や子どもたちの様子、施設の保育方針や保育料以外の諸費用など、直接確認できます。

気になることも直接質問することができるため、事前に見学することをお勧めします。

- 希望の保育施設名の記入は、入所決定したら入所する意思のある施設をご記入ください。
- 「第一希望だけ書いた方が入所しやすい」「第一希望から第三希望に、すべて同じ施設を書けば熱意が伝わり入所しやすい」ということはありません。
- 入所調整は、市が希望されている施設と行います。

入所決定後に「ほかの保育所がよかった」「保留通知がほしかった」などの理由で、取り下げの方がいます。他の入所希望者や各施設に迷惑をかけることとなりますので、正当な理由がなく取り下げる場合は、次回の入所審査では優先順位が低くなります。



4. 申し込み

入所申し込みは、必要書類がすべてそろっていない場合や、申込期間を過ぎた場合、受付ができません。締め切り日など十分にご確認ください。



(1) 令和7年4月入所の申し込み

①受付期間

令和6年12月2日（月）から令和6年12月20日（金）までの開庁日
8:30~17:15

※二次審査：上記期間を過ぎ受け付けたものは、二次審査の対象となります。
受付期間は令和7年1月31日（金）までです。
二次審査は、求職活動要件は対象外です。

②申込書類の配布場所

こども保育課、各支所地域振興課、各施設

③申込方法

申込書類の提出先

- ・保育所・こども園保育利用（2・3号認定）…こども保育課または各支所地域振興課
- ・こども園教育利用（1号認定）…各こども園

(2) 令和7年5月以降入所の申し込み

①受付期間

入所希望月	申込期間	入所希望月	申込期間
令和7年5月	3月10日~4月7日	10月	8月8日~9月5日
6月	4月8日~5月7日	11月	9月8日~10月7日
7月	5月8日~6月6日	12月	10月8日~11月7日
8月	6月9日~7月7日	令和8年1月	11月10日~12月5日
9月	7月8日~8月7日	令和8年2~3月	12月1日~12月19日

【令和8年3月入所の二次審査】

受付期間は令和7年12月22日~令和8年1月30日。求職活動要件は対象外です。

【令和8年度】

令和8年4月入所の申し込みは、令和7年12月上旬~中旬を予定しています。

※令和8年1~3月の入所を希望し、4月からも引き続き入所を希望する方は、令和7年度分とあわせて令和8年度申込書両方の提出が必要です。

② 申込書類の配布場所

こども保育課、各支所地域振興課、各施設

③ 申込方法

申込書類の提出先

- ・保育所・こども園保育利用（2・3号認定）の場合…こども保育課または各支所地域振興課
- ・こども園教育利用（1号認定）の場合…各こども園

(3) 要件別の注意点

①就労要件の申し込みについて

月に48時間を超えない・ボランティア活動・趣味の範囲程度の販売等は要件に入りません。
証明内容・申し立て内容に虚偽があった場合は、入所決定を取り消し、入所している児童は退所となります。

就労の確認のため、給与明細等の確認も行います。また、就労により得た所得は必ず税務署等に申告してください。申告のない場合は就労とみなすことができません。

②育休復帰予定の方

育休中はご家庭で保育できるため、入所申し込みは育休からの復職が前提となります。

- ・ 育休復帰月の前月の入所から申し込むことができます。(復帰前月は保育短時間認定)
- ・ 復職後2週間以内に「就労証明書」を市役所または各保育施設へご提出ください。

《すでに上のお子さんが入所されている場合の、上のお子さんの保育期間等について》

出産後、育休期間が確定した「就労証明書」をご提出ください。

就労証明書に記載されている育休期間まで上のお子さんは在籍している施設に継続入所(保育短時間認定)可能です。※育児休業中は、転所はできません。

〈「入所できなかった証明」を求められる場合〉

～保育所入所ができず、やむを得ず育児休業を延長する場合で、育児休業給付金の受給申請のため「入所できなかった証明」を求められる場合～

育休復帰のため入所申し込みをされた方で入所できなかった場合には、保留通知を送付します。ただし、入所が決定した場合には入所していただくこととなります。申し込みの取下げをしない場合は、翌月も審査の対象となりますので、入所を希望しない場合は、取り下げてください。

また、育児休業給付金の受給申請を行なう場合、令和7年4月から申請前の支給認定申請書兼申込書(水色)の写しが必要となります。育児休業給付金の受給申請を行なう可能性がある人は、必ず事前に支給認定申請書兼申込書(水色)をコピーし、保管してください。

育児休業給付金の制度については、雇用先の人事担当者かハローワークにお問い合わせください。



③求職活動の方

現在無職で、これから就労を希望する方も申し込みができます。

ただし、待機中に就労が決定しても定員により入所できない場合があります。そのことを踏まえて就職活動を行ってください。

求職活動要件で入所した場合は、入所期間が終了する月の15日までに「就労証明書」をご提出ください。理由なく提出がない場合は退所となります。

④市外からの転入・市外への転出予定の方

〈転入予定の方〉

三原市の転入先住所が決まっており、入所の可否にかかわらず入所希望月の前月末日までに転入予定の方は、申し込みを受け付けます（郵送可）。「転入に関する誓約書」とあわせてご提出ください。

入所月の1日には三原市に住所が必要になるため、入所希望月の前月末日までに転入手続きが完了しない場合は、入所が決定していても取り消しとなります。

〈転出予定の方〉

三原市では転出先の保育所入所申込を受け付けていません。

転出先の市区町村に早めにご相談ください。

転出後も引き続き同じ園を利用するには要件があります。転出先の自治体窓口で引き続き利用できる要件に合致するか確認し、広域入所の手続きを行なってください。



(4) 広域入所について

広域入所とは、住民票がある市町村内の施設への時間内の送迎が困難な場合などに、他市町の施設へ入所することです。施設の所在地毎に締切日が異なるため、ご注意ください。

① 三原市以外の施設への入所を希望する方

入所を希望する施設のある市町村	尾道市、福山市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市	左記以外の市区町村
広域入所の要件	<ul style="list-style-type: none"> 入所希望施設の市区町村に里帰り出産予定 保護者の通勤・通学途上の上記8市町に所在する施設を希望する場合 三原市に所在する施設に受入の余裕がなく、上記8市町に所在する施設の定員に余裕がある場合（三原市内の施設と同時申し込みが必須です） 上記8市町から転入した場合、すでに利用中の上記8市町に所在する施設を継続して利用する場合（転入した年度のみ利用可能です。三原市での入所申し込みが必要です） 	<ul style="list-style-type: none"> 保護者の勤務先が入所希望施設の市区町村にあり、三原市内の施設では勤務に間に合わない 入所希望施設の市区町村に里帰り出産予定
申込み締め切り	<p>締め切りは各市区町村で違います。</p> <p>入所希望施設のある市区町村に問い合わせのうえ、三原市こども保育課に早めにご相談ください。</p>	
申込みと入所調整	<p>① 申込者（保護者）が、三原市こども保育課に保育の必要性の認定申請と入所申込みを行います。</p> <p>② 三原市が入所希望施設のある市区町村に入所調整を依頼します。入所調整は、入所希望施設のある市区町村が行います。</p> <p>③ 入所調整の結果連絡は、三原市から申込者にお伝えします。</p>	

※上記8市町の構成は変更する場合がありますので、こども保育課にお問い合わせください。

※入所後に、広域入所の要件を満たさなくなった場合は、他市区町村に広域入所を依頼できなくなります。

② 三原市以外に住民票のある方で三原市の施設への入所を希望する方

住民票のある市町村	尾道市、福山市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市	左記以外の市区町村
広域入所の要件	<ul style="list-style-type: none"> ・三原市に里帰り出産予定 ・希望する三原市内の施設が保護者の通勤・通学途中にある ・住所地に所在する施設に受入の余裕がなく、三原市に所在する施設の定員に余裕がある場合（住所地内の施設と同時申し込みが必須です） ・上記8市町に転出した場合、すでに利用中の三原市に所在する施設を継続して利用する場合。（転出先の市町での入所申し込みが必要です） 	住民票のある市区町村にお問い合わせください。
申込み締め切り	<p>締め切りは各市区町村で違います。</p> <p>住民票のある市区町村にお問い合わせください。</p>	
申込みと入所調整	<p>① 住民票のある市区町村に相談・お申し込みください。</p> <p>② 住民票のある市区町村からの入所依頼を受け、三原市が入所調整を行います。</p> <p>市内に住所のある方が優先となりますので、あらかじめご了承ください。</p> <p>③入所調整の結果連絡は、住民票のある市区町村から申込者にお伝えします。</p>	

(5) 配慮の必要なお子さん、医療的ケアの必要なお子さんの保育について

加配職員や看護職など新たな人員配置や施設整備が必要な場合、関係機関との調整を含めて、入所まで時間を要します。

申し込みの前に、まずこども保育課の窓口にてご相談ください。



(6) 必要書類

つぎの書類を準備してください。

必要書類がすべてそろっていない場合や、申込期間を過ぎた場合、受付ができません。締め切り日など十分にご確認ください。

全員提出が必要	支給認定申請書兼申込書（水色）		
	児童の発育・発達状況調査票 ※尾道市、福山市、府中市、竹原市、世羅町、神石高原町、笠岡市及び井原市への広域入所を希望する方は「児童の健康状況申告書」		
	三原市料金等口座振替依頼書（3枚複写） ※公立・私立保育所、公立こども園を希望される場合のみ なお、ゆうちょ銀行をご指定の場合は直接郵便局窓口へご提出ください。		
持参が必要	個人番号確認書類 右のいずれか 申込に来る保護者1人分	マイナンバーカード（顔写真つき） 個人番号通知カードおよび運転免許証（顔写真つき）など 個人番号記載の住民票および運転免許証（顔写真つき）など	
	申込児童の母子健康手帳（児童の発育・発達状況調査に記入漏れがあった際に確認します）		
該当する書類の提出が必要	保育を必要とする理由を証明する書類 父母および同居の65歳未満の祖父母の書類が必要です。世帯分離していても同居している場合は必要です。 父母以外の書類の提出がなくても申し込みはできますが、入所調整において優先順位が低くなります。		
	就労	会社員の方	1.就労証明書
		自営業の方	1.就労証明書
		農業の方	2.営業実績がわかるもの※1 など
		内職の方	例) 確定申告書の写し、開業届、営業許可書 など
		就労予定（内定有）	1.就労証明書 ※2
	求職活動		1.申立書（求職活動要件） 2.ハローワーク受付票のコピー など
	妊娠・出産		1.申立書（出産・病気・就学） 2.母子健康手帳のコピー（母親の名前の書かれた表紙・出産予定日記載ページ）
	疾病・障害		1.申立書（出産・病気・就学） 2.診断書（原本）、各種手帳のコピーなど
	介護・看護		1.介護（看護）状況申告書 2.介護が必要と確認できる書類
就学		1.申立書（出産・病気・就学） 2.在学証明書または在籍証明書等のコピー 3.在学期間・カリキュラムのわかるもの	

※1 営業実績が確認できない場合は、求職活動中として入所調整を行います。

※2 採用予定の場合は、就職後、再度提出が必要となります。



状況によって必要な書類	
父母が離婚前提で別居中	離婚調停中であることがわかる書類(裁判所からの呼び出し状等) など
在宅障害児(者)がいる世帯 ※身体障害者手帳の交付を受けた者、療育手帳の交付を受けた者、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者、特別児童扶養手当の支給対象児または国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯	身体障害者手帳の写し 療育手帳の写し 精神障害者保健福祉手帳の写し 特別児童扶養手当受給者証等の写し 障害基礎年金証書等の写し
同一世帯に未就学で支給認定を受けていない施設(P.17)に通う兄弟がいる	保育料の多子軽減申請書
父母が海外勤務	課税証明書など
市県民税未申告	
転入予定の方	転入に関する誓約書

入所申し込み後に提出が必要な書類	
変更内容	必要書類等
入所要件に該当しなくなったとき 入所の意思がなくなったとき 市外に転出したとき	入所申し込み取り下げ書※
退職	入所申し込み取り下げ書※ 1.申立書(求職活動要件)※ 2.ハローワーク登録証明書のコピーなど
保育の必要性がなくなったとき 求職活動を行うとき	
育児休業から復職しなくなったとき 就労内定が取消しとなったとき 勤務時間が減ったとき	変更の状況に応じた書類※ (こども保育課に状況をご連絡ください)
母が母子健康手帳の交付を受けたとき	1.申立書(出産・病気・就学)※ 2.母子健康手帳のコピー
就労が内定したとき	就労証明書
就労を開始したとき	就労証明書
就労先・勤務内容が変わったとき	就労証明書
市外からの転入手続きをしたとき	こども保育課までご連絡ください。
世帯構成が変わったとき(結婚・離婚・出産・住所など)	
希望先を変えたいとき(申込期限内のみ)	

※書類提出前に、こども保育課(0848-67-6042)までご連絡ください。

連絡や書類の提出がないまま、現状と違う要件で入所が決定した場合、入所取り消しとなる場合があります。

- ・各種証明書について、不明な点等ある場合、発行元に問い合わせることがありますのでご了承ください。
- ・虚偽の記載や改ざんがあった場合、入所決定は取り消しとなります。
- ・保育料等に滞納があり納付計画を履行していない場合、入所調整において優先順位が低くなります。

(7) 入所審査について

- ・入所指数の高い方から順に、希望の施設への入所を調整します。
- ・同居の65歳未満の祖父母が保育できる場合は、入所の優先順位が低くなります。保育が出来ない場合は、祖父母分の証明書類を提出してください。(同居のおじ・おばは不要です。)
- ・書類が不足している場合や記入漏れなどある場合は、正しく審査できません。提出前に確認をお願いします。
- ・保育料等の滞納がある場合は、入所審査において優先順位が低くなります。未納のある方で納付が困難な場合は、早めにこども保育課に納付相談をしてください。約束した納付計画を履行していない場合は、優先順位が低くなります。
- ・審査の順番は、①申し込み期間までの新規入所申し込み、②2次審査期間での申し込み(4月入所の場合のみ)、③転所希望、④市外からの広域入所希望となります。

(8) 支給認定証の交付・入所調整の結果の送付

【支給認定証】

保育の必要性を認定し「支給認定証」を交付します。入所調整の結果と合わせて送付しますので、交付後は大切に保管してください。

【入所調整の結果】

入所施設が決定した場合は「利用施設決定通知書」、決定しなかった場合は「施設利用保留通知書」を送付します。

4月入所希望の場合は3月上旬、5月入所以降は入所希望月前月の20日頃発送します。発送前のお問い合わせには応じかねます。

4 入所決定後・入所後の手続きについて

入所決定施設で、入所前に説明会が行われます。

説明会の日時などについては、入所決定施設からの指示にしたがってください。

入所までに物品の購入や健康診断、各施設への提出書類などの準備を行います。

1. 入所辞退

入所が決定したあと、入所を辞退する場合は、すみやかに辞退届を提出してください。

正当な理由がなく辞退する場合は、次回の入所審査では優先順位が低くなります。

2. 要件の変更

つぎの変更がある場合は、早急に在籍している各施設とこども保育課へ連絡が必要です。

- ① 住所・家族構成の変更(婚姻・離婚・同居・別居・出産・死亡等)
- ② 入所要件(勤務先の変更・就労状況の変更・妊娠による産休育休予定・退職など)

3. 退所

施設をやめる場合は、退所される日までに「退所申出書」を各施設またはこども保育課にご提出ください。

退所をされた後で、「退所申出書」の提出があった場合、登所していなくても、保育料が発生します。

市外に転出する場合は、必ず「退所申出書」をご提出ください。

4. 転所

- ・転所希望月の入所申し込み受付期間内（P.8参照）に、「転所申出書」をご提出ください。
- ・転所希望の入所調整は、新規で入所を希望する人の調整が終わったあとに受入枠に空きがあった場合にのみ行われます。
- ・保護者が産休・育休中・求職活動中の転所はできません。
- ・転所できるまでは、現在の施設へ在籍することとなります。
- ・転所決定のあとの辞退は、入所調整の関係上、受付できません。

5. 長期欠席

自己都合による1か月を超える長期欠席は、家庭で保育ができるものとし、保育の実施を解除（退所）します。

5 料金について

1. 保育料

3歳児クラス以上及び市町村民税非課税世帯の保育料は無償です。

0～2歳児クラスの保育料については、P.16を参照してください。



(1) 算定方法

保護者（父と母、ひとり親の場合は、いずれか一人）の市町村民税の所得割課税額の合計額で算定します。

同居者（実際に住居を共にしている者）に保護者以外の扶養義務者（家計の主宰者）がいる場合はその税額を含める場合があります。（例として、母子（父子）家庭で、母（父）の収入が年間100万円未満の場合、同居の祖父又は祖母（収入の多い方）を家計の主宰者として算定に加え、税額を含める場合などが考えられます。）

4～8月分の利用料金は前年度の所得割課税額、9～3月分の保育料は当該年度の所得割課税額を基に決定します。そのため、年度途中で保育料が変更される場合があります。

市町村民税所得割課税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税額控除、寄付金控除等の控除は適用されません。これらの控除がなかった場合の所得割課税額となります。

保育料等に滞納があり納付計画を履行していない場合、入所調整において優先順位が低くなります。

(2) 令和6年度保育料徴収基準額表【参考】

◆2・3号認定子ども《保育所・こども園保育認定児童》

階層区分		【0～2歳児クラス】	
		保育標準時間 保育料	保育短時間 保育料
A	生活保護世帯	0円	0円
B1	市町村民税非課税世帯	0円	0円
C1	均等割のみ課税世帯（所得割なし）	13,000円	12,700円
D1	所得割課税額 48,600円未満	16,000円	15,700円
D2	所得割課税額 58,200円未満	18,800円	18,400円
D3	所得割課税額 67,800円未満	21,600円	21,200円
D4	所得割課税額 77,400円未満	24,400円	23,900円
D5	所得割課税額 87,200円未満	27,200円	26,700円
D6	所得割課税額 97,000円未満	30,000円	29,400円
D7	所得割課税額 115,000円未満	33,600円	33,000円
D8	所得割課税額 133,000円未満	37,200円	36,500円
D9	所得割課税額 151,000円未満	40,800円	40,100円
D10	所得割課税額 169,000円未満	44,500円	43,700円
D11	所得割課税額 213,000円未満	49,400円	48,500円
D12	所得割課税額 248,000円未満	53,700円	52,700円
D13	所得割課税額 284,000円未満	58,000円	57,000円
D14	所得割課税額 320,000円未満	58,600円	57,600円
D15	所得割課税額 370,000円未満	59,200円	58,100円
D16	所得割課税額 370,000円以上	61,000円	59,900円

◆児童の属する世帯が次に掲げる場合には、下記の表のようになります。

世帯状況	階層区分		【0～2歳児クラス】	
			保育標準時間 保育料	保育短時間 保育料
① 児童扶養手当受給世帯の母子及び父子世帯 ② 身体障害者福祉法に定める身体障害者手帳の交付を受けたものを有する世帯 ③ 療育手帳制度要綱に定める療育手帳の交付を受けたものを有する世帯 ④ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けたものを有する世帯 ⑤ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法に定める国民年金の障害基礎年金等の受給者を有する世帯	B	市町村民税 非課税世帯	0円	0円
	C	均等割のみ課税世帯 （所得割なし）	6,000円	5,850円
	D01	所得割課税額 48,600円未満	8,000円	7,850円
	D02	所得割課税額 58,200円未満	9,000円	9,000円
	D03	所得割課税額 67,800円未満	9,000円	9,000円
	D04	所得割課税額 77,100円以下	9,000円	9,000円

(3) 多子軽減

生計を同一にしているお子さんのうち、最年長者を第1子、その下の子を第2子とカウントし、第2子以降の保育料が無料となります。保護者の所得制限やきょうだいの年齢制限もありません。

原則手続き不要ですが、進学などの理由で第1子が別世帯にいる場合は手続きが必要ですのでこども保育課へ問い合わせてください。

「保育料の多子軽減申請書」の提出が必要な施設

私立幼稚園※、大学附属幼稚園、児童発達支援、児童心理治療施設、特別支援学校幼稚部
※幼稚園型認定こども園は提出不要です。

(4) 利用料金の納付について

利用する施設により、保育料・副食費の納付先はつぎのとおりです。

施設	保育料	副食費
公立保育所、公立認定こども園	三原市へ納付	三原市へ納付
私立保育所	三原市へ納付	各施設へ納付
私立認定こども園	各施設へ納付	各施設へ納付
地域型保育事業	各施設へ納付	

①三原市への納付

三原市では、保育料等の口座振替による納付を実施しています。あらたに入所された方については、口座振替による納付を原則としています。

保育料等の納期限は月末（12月は25日。いずれも場合も、納期限が休日の場合は翌営業日。）です。各月の保育料等はその月の納期限の日に指定口座から振替納付となります。残高不足などにより振替納付ができなかった場合は、後日督促状を送付しますので、金融機関の窓口等で納付してください。

保育料は施設を運営していくための費用の一部です。必ず納期限までに納めてください。保育料を滞納すると延滞金がかかります。また、地方税の滞納処分の例による差押などの処分を受けることがあります。

②施設への納付

納付方法については、入所決定後、各施設から説明があります。

(5) 延長保育料について

延長保育を利用する場合、別途料金となります。

2. 給食費（主食費・副食費）

幼児教育・保育の無償化の対象となる3歳児クラス以上の児童は、給食費をご負担いただきます。

◆1号認定子ども《こども園教育認定児童》

階層区分		第1子	第2子	第3子
1	生活保護世帯	主食費のみ		主食費のみ
2	市町村民税非課税世帯			
3	所得割課税額77,100円以下			
4	所得割課税額211,200円以下	主食費 + 副食費		
5	所得割課税額211,201円以上			

◆2号認定子ども《保育所・こども園保育認定児童》

階層区分		【3～5歳児クラス】		
		第1子	第2子	第3子
A	生活保護世帯	主食費のみ		主食費のみ
B1	市町村民税非課税世帯			
C1	均等割のみ課税世帯（所得割なし）			
D1	所得割課税額48,600円未満	主食費 + 副食費		
D2	所得割課税額57,700円未満			
D2-1	所得割課税額58,200円未満			
D3	所得割課税額67,800円未満			
D4	所得割課税額77,400円未満			
D5	所得割課税額87,200円未満			
D6	所得割課税額97,000円未満			
D7	所得割課税額115,000円未満			
D8	所得割課税額133,000円未満			
D9	所得割課税額151,000円未満			
D10	所得割課税額169,000円未満			
D11	所得割課税額213,000円未満			
D12	所得割課税額248,000円未満			
D13	所得割課税額284,000円未満			
D14	所得割課税額320,000円未満			
D15	所得割課税額370,000円未満			
D16	所得割課税額370,000円以上			

【副食費免除の対象について】

◆1号認定子ども

階層区分	対象となる子どもの数え方
1～3	対象児童より年上で、保護者と同一生計の子ども全てを上の子として数えます。
4・5	対象児童より年上で、保護者と同一生計の小学校3年生までの子どもを上の子として数えます。

◆2号認定子ども

階層区分	対象となる子どもの数え方
A～D2	対象児童より年上で、保護者と同一生計の子ども全てを上の子として数えます。
D2-1～D16	対象児童より年上で、保護者と同一生計の保育施設等に入所している未就学児の子どもを、上の子として数えます。



6 その他

1. 給食・健康について

(1) 給食内容

3歳未満児は主食（ご飯など）・副食（おかず）の両方を施設が提供する完全給食です。
3歳以上児の給食の提供については各施設へお問い合わせください。

(2) アレルギーの対応について

施設でのアレルギー対応が必要な場合は、主治医による指示に基づいて行いますので、必要書類を提出してください。（書類は各施設にあります。）



(3) 健康

- ・ 急病やけがの場合は、保育途中にお迎えをお願いします。
- ・ 感染症にかかった場合は、他の子どもへの感染を防止するために、休んでいただきます。
- ・ 予防接種の接種忘れや治療の必要な病気がないか確認し、入所前の時間に余裕があるときに接種・治療しておきましょう。
主治医に相談し、子どもに負担のないように行いましょう。

2. その他

【送迎】

- ・ 各施設への送り迎えは、基本的には保護者をお願いしています。送迎バスの有無については、各施設へ問い合わせてください。

【クラス編成】

- ・ 各施設では、子どもをクラスで分けて保育します。また、入園状況によっては、年度途中でも、クラスの変更を行うことがあります

【警報などによる休園】

- ・ 避難情報の警戒レベル3「高齢者等避難」以上が、保育中に施設所在地域に発令された場合、安全を確保しながらお迎えをお願いします。また、登園前に発令された場合の対応について、施設に確認しておきましょう。
- ・ 感染症の拡大状況により、休園することもあります。その際の保育について事前に家族・職場と話し合っておきましょう。

7 施設一覧

※定員は施設の規模です。入所できる人数ではありません。

☆認可保育所（園）

			所在地	定員 (人)	保育時間	延長保育 の有無	対象年齢
			電話番号				
公立	1	円一保育所	円一町二丁目7番3号 0848-62-1565	155	7:30~18:00	無	6か月以上
	2	糸崎保育所	糸崎三丁目5番1号 0848-62-4397	40			
	3	幸崎保育所	幸崎能地三丁目14番1号 0848-69-0109	45			
	4	中之町保育所	中之町一丁目4番12号 0848-64-0838	65			
	5	高坂保育所	高坂町真良2153番地 0848-66-3760	30			
	6	長谷保育所	長谷一丁目5番21号 0848-66-2347	60			
	7	本郷保育所	本郷南五丁目8番1号 0848-86-3302	100	7:00~18:00	19:00まで	
	8	本郷ひまわり保育所	下北方一丁目8番1号 0848-86-5512	120			
私立	9	聖心保育園	東町三丁目13番6号 0848-63-6200	90	7:00~18:00	19:00まで	6か月以上
	10	あさかぜ保育園	沼田東町片島249番地3 0848-60-9188	80		19:30まで	9週以上
	11	さんさんみなと保育園	港町一丁目6番6号 (旧北川ビル2階) 0848-63-3839	50		19:00まで	4か月以上
	12	にじいろドレミ園	皆実一丁目21番18号 0848-38-9666	60		7:30~18:30	19:30まで

☆地域型保育事業

			所在地	定員 (人)	保育時間	延長保育 の有無	対象年齢
			電話番号				
小規模 保育	1	子どもサロン 駅前ドレミ園	城町一丁目1番11号 0848-36-5166	19	7:30~18:30	19:30まで	生後60日~ 3歳になった年度末
	2	さんさんぼーと保育園	城町一丁目3番2号 0848-38-9810	19	7:00~18:00	19:00まで	4か月~ 3歳になった年度末
事業所内 保育	3	りんくう保育園	本郷町善入寺字用倉山 10064番190 0848-86-9020	地域枠6	7:00~18:00	無	生後57日~ 3歳になった年度末
	4	りじん保育園	皆実四丁目6番27号 0848-36-5624	地域枠10	7:00~18:00	20:00まで	生後57日~ 3歳になった年度末

※内容が変更になる場合があります。



☆幼保連携型認定こども園

※定員は施設の規模です。入所できる人数ではありません。

		所在地		定員 (人)	保育時間	延長保育 ・預かり	対象年齢	
		電話番号						
公立	1	久井認定こども園	久井町坂井原3024番地	保育	90	7:30~18:00	19:00まで	6か月以上
			0847-32-6888	教育	50	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上※1
	2	大和認定こども園	大和町下徳良697番地2	保育	135	7:30~18:00	19:00まで	6か月以上
			0847-35-1160	教育	50	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上
私立	3	認定けいこうこども園	本町三丁目26番1号	保育	80	7:00~18:00	19:30まで	3か月以上
			0848-64-6711	教育	15	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上
	4	認定あやめが丘 こども園	沼田西町惣定66番地308	保育	80	7:00~18:00	19:00まで	3か月以上
			0848-66-5455	教育	10	8:30~14:30	18:00まで	3歳以上
	5	愛育認定こども園	本郷南三丁目4番7号	保育	90	7:00~18:00	19:00まで	3か月以上
			0848-60-6939	教育	20	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上
	6	紅梅認定こども園	西野五丁目2番8号	保育	150	7:00~18:00	19:00まで	8週以上
			0848-62-7039	教育	15	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上
	7	さくらこども園	宮浦六丁目21番12号	保育	87	7:00~18:00	19:00まで	9週以上
			0848-63-2477	教育	15	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上
	8	あんず認定こども園	幸崎能地七丁目28番18号	保育	30	7:00~18:00	19:00まで	生後57日以上
0848-69-1641			教育	5	8:30~14:00	17:00まで	3歳以上	
9	愛光園	館町二丁目2番12号	保育	55	7:00~18:00	19:00まで	4か月以上	
		0848-62-5624	教育	10	8:30~13:00	18:00まで	3歳以上	
10	さんさんまりん こども園	港町三丁目6番29号 (サンライスマリン瀬戸1・2階)	保育	80	7:00~18:00	19:00まで	4か月以上	
		0848-81-0133	教育	10	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上	
11	くすのき認定こども園 ※令和7年4月開園予定	宮沖五丁目5番1号	保育	45	7:00~18:00	19:00まで	3か月以上	
		0848-38-2263	教育	5	8:30~14:30	18:00まで	3歳以上	

※1 3歳以上とは、令和4年4月1日以前に生まれた子をいいます。 ※2 満3歳以上とは、3歳の誕生日を迎えた子をいいます。

☆幼稚園型認定こども園

		所在地		定員 (人)	保育時間	延長保育 ・預かり	対象年齢	
		電話番号						
公立	1	田野浦幼稚園	宗郷三丁目5番1号	保育	58	7:30~18:00	無	6か月以上
			0848-64-2727	教育	12	8:30~14:00	18:00まで	3歳以上
私立	2	認定こども園 月見幼稚園	西町二丁目7番9号	保育	95	8:00~19:00 土曜日は第1・3・5のみ 8:00~18:00	7:30~8:00 土曜日は未実施	6か月以上
			0848-62-2501	教育	75	8:00~14:00	7:30~8:00、 19:00まで 土曜日は第1・3・5のみ 8:00~18:00	満3歳以上※2
	3	みどり幼稚園	西町一丁目5番12号	保育	57	7:30~18:30 土曜日は第1・3のみ開園	18:30~19:00 土曜日は第1・3のみ実施	6か月以上
			0848-62-4041	教育	95	8:00~14:00	7:30~8:00、 19:00まで 土曜日は第1・3のみ実施	満3歳以上
	4	皆実みどり幼稚園	皆実五丁目9番1号	保育	24	7:30~18:30 土曜日は第1・3のみ開園	18:30~19:00 土曜日は第1・3のみ実施	6か月以上
			0848-63-3959	教育	37	8:00~14:00	7:30~8:00、 19:00まで 土曜日は第1・3のみ実施	満3歳以上
	5	私立幼稚園昭和園 ※令和7年4月開園予定	東町二丁目8番18号	保育	72	7:30~18:30 土曜日は7:30~15:00	無	6か月以上
			0848-62-2963	教育	78	8:00~14:00 水曜日は8:00~12:00	18:30まで 土曜日は15:00まで	満3歳以上

※内容が変更になる場合があります。

幼稚園型認定こども園の申込み・問合せ先

保育利用での申込み	こども保育課（市役所本庁2階）・各支所
教育利用での申込み	入園については私立・公立共に各園へ
新2号認定の申込み	教育振興課（市役所本庁6階）
問い合わせ先	・田野浦幼稚園については教育振興課（電話：0848-67-6151）へ ・私立は各園へ

8 申請書記入例

1. こども園教育利用（1号認定）用

認定こども園1号認定用

※保育所や認定こども園(保育部分)や幼稚園を利用する場合は、別の様式をご利用下さい。

施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書(1号認定) 兼
特定教育・保育施設、特定地域型保育事業入所申込書

令和 6 年 12 月 10 日

三原市長(福祉事務所長) 様

施設長 様

保護者氏名 **三原 太郎**

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費に係る支給認定を申請します。

なお、三原市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧し、その情報及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等の利用施設(事業者)に対して提示することに同意して署名します。

申請児童 (申請に係る 小学校就学前 子ども)	ふりがな 氏名	みはら いろろう 三原 一郎	保護者 との 続柄	子	生年 月日	令和 3 年 5 月 15 日	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3						
障害者 手帳等 の有無		<input checked="" type="radio"/> 有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳(1級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(A) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳() <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当受給資格有 <input type="checkbox"/> その他()						
保護者 住所・連絡先	住所	三原市三原一丁目1番1号						
	連絡先	(0848) - (12) - (3456)	<input type="checkbox"/> 転入予定(令和 年 月 日) 携帯(父) (090) - (1234) - (4567) 携帯(母) (090) - (4567) - (8901)					
住民登録について *入所する年を基準とします		前年1月1日時点 <input checked="" type="checkbox"/> 三原市 <input type="checkbox"/> その他()市区町村			本年1月1日時点 <input checked="" type="checkbox"/> 三原市 <input type="checkbox"/> その他()市区町村			

①利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和 7 年 4 月 1 日から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前 まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 まで
支給認定番号 <small>(既に支給認定を受けている場合に記入して下さい。)</small>	申請中 認定日 平成 年 月 日	
利用を希望する施設名	○★こども園	希望理由 自宅から近いため *事業所番号

*印の欄は市記載欄ですので、記入する必要はありません。

②世帯の状況(祖父母を除く)

ふりがな 氏名	児童 との 続柄	同居・ 別居	生年 月日	性別	職業又は学校名等	障害者手帳等 の有無 ※「有」の場合 は写し添付
みはら たらう 三原 太郎 (123456781234)	父	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	大平・令 60 年 9 月 15 日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	会社員	有 <input checked="" type="radio"/> 無
みはら はなこ 三原 花子 (123456712345)	母	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	大昭 元 年 7 月 25 日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	パート	有 <input checked="" type="radio"/> 無
みはら じろう 三原 二郎 (123456789123)	兄	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	大昭 26 年 11 月 12 日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	一丁目小学校	有 <input checked="" type="radio"/> 無
みはら ごろう 三原 吾郎 (123456123456)	叔父	<input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	大平・令 62 年 9 月 23 日	男 <input checked="" type="radio"/> 女	自営業	有 <input checked="" type="radio"/> 無
		同居 <input type="radio"/> 別居	大昭 年 月 日	男・女		有・無
		同居 <input type="radio"/> 別居	大昭 年 月 日	男・女		有・無
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 適用なし <input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日保護開始)				

(裏面へつづく)

③祖父母の状況

祖父母の状況	氏名	児童との続柄	同居・別居	住所	年齢	職業又は現在の状況	障害者手帳等の有無 ※「同居」で「有」の場合は写し添付	
	父方	三原 三郎	祖父	同別	三原市三原一丁目1番1号	70	会社員	有(無)
		三原 月子	祖母	同別	同上	68	入院中	有(無)
	母方	五月 史郎	祖父	同別	三原市多古一丁目1番1号	67	自営業	有(無)
五月 星子		祖母	同別	同上	64	パート	有(無)	

④保育の利用を必要とする理由等

家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input checked="" type="checkbox"/> 左記以外の特別な事由()	
ひとり親家庭の場合	<input type="checkbox"/> 離婚または死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 別居(離婚を前提)	
児童扶養手当受給状況	<input type="checkbox"/> 受給中(申請中を含む) <input type="checkbox"/> 停止中 <input type="checkbox"/> 申請していない	
送迎について	【送】 <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他()	【迎】 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input checked="" type="checkbox"/> その他(祖父)
	【送】 <input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()	【迎】 <input type="checkbox"/> 車 <input checked="" type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()

⑤児童の状況

現在の保育状況	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者が自宅で保育している (父 <input checked="" type="checkbox"/> 母) 続柄 () <input type="checkbox"/> 保護者が職場へ連れて行っている (父 母) 続柄 () 週 () 日 () <input type="checkbox"/> 保護者以外が保育している (保育している人) 続柄 () 場所 () <input type="checkbox"/> 一時預かりを利用している (施設名) <input type="checkbox"/> 幼稚園・認可外保育施設等を利用している (施設名) 利用開始月 平成・令和 () 年 () 月 ()	
健康状態	アレルギー	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 (卵 <input type="checkbox"/> 牛乳 <input type="checkbox"/> 大豆 <input type="checkbox"/> 小麦 <input type="checkbox"/> そば <input type="checkbox"/> その他()) 医師の診断 <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 食物以外のアレルギー <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()
	医療・発育・発達	受診・相談している病院等がある <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 (病名・症状)
	特別な配慮や支援の必要 具体的な内容	<input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → <input checked="" type="checkbox"/> 加配職員 <input type="checkbox"/> 医療的ケア
宗教上、食べられない物 (対応できない施設もあります。)		<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有 ()

【加配職員】

加配職員は、支援の必要なお子さんのために、通常の職員配置に加えた職員を配置することです。

園との入所調整にあたり、具体的な支援の内容についてお伺いすることがあります。

【医療的ケア】

日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医行為のうちの一部です。(吸痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射等)

看護師や研修を受けた保育士の配置や体制整備等必要となるため、受け入れが難しい場合があります。

園との入所調整にあたり、具体的な支援の内容についてお伺いすることがあります。また、集団保育が可能であるための条件等、主治医からの意見書等を提出いただく場合があります。

2. 保育所・こども園保育利用（2・3号認定）用

2号・3号認定用

※幼稚園や認定こども園(教育部分)を利用する場合は、1号認定用の様式をご利用下さい。

施設型給付費・地域型保育給付費支給認定申請書(2号・3号認定) 兼
特定教育・保育施設、特定地域型保育事業入所申込書

令和 6 年 12 月 10 日

三原市長(福祉事務所長) 様

保護者氏名 **三原 太郎**

次のとおり、施設型給付費・地域型給付費に係る支給認定を申請します。

なお、三原市が施設型給付費・地域型保育給付費等の支給認定に必要な市町村民税の情報(同一世帯者を含む)及び世帯情報を閲覧し、その情報及びその情報に基づき決定した利用者負担額について、特定教育・保育施設等の利用施設(事業者)に対して提示することに同意して署名します。

申請児童 (申請に係る 小学校就学前 子ども)	ふりがな 氏名	みはら いちろう 三原 一郎	保護者 との 続柄	子	生年 月日	平成 令和	5 年 5 月 15 日	性別	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	
	個人番号	1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3								
	障害者 手帳等 の有無	<input checked="" type="checkbox"/> 身体障害者手帳(1級) <input type="checkbox"/> 療育手帳(A) <input type="checkbox"/> 精神障害者保健福祉手帳() <input type="checkbox"/> 特別児童扶養手当受給資格有 <input type="checkbox"/> その他()								
保護者 住所・連絡先	住所	三原市三原一丁目1番1号 <input type="checkbox"/> 転入予定(令和 年 月 日)								
	連絡先	(0848) - (12) - (3456)			携帯(父)	(090) - (1234) - (4567)			携帯(母)	(090) - (4567) - (8901)
住民登録について *入所する年を基準とします	前年1月1日時点	<input checked="" type="checkbox"/> 三原市 <input type="checkbox"/> その他()市区町村			本年1月1日時点	<input checked="" type="checkbox"/> 三原市 <input type="checkbox"/> その他()市区町村				

①利用を希望する期間、希望する施設(事業者)名

利用を希望する期間	令和 7 年 4 月 1 日から	<input checked="" type="checkbox"/> 小学校就学前 まで <input type="checkbox"/> 令和 年 月 日 まで
支給認定番号	申請中 認定日 令和 年 月 日	
利用を希望する 施設(事業者)名	第1希望	<input checked="" type="radio"/> 保育所 希望理由 自宅から近いため 施設の見学※ <input checked="" type="radio"/> 済 <input type="radio"/> 未
	第2希望	<input type="radio"/> こども園 希望理由 母の勤務先から近いため 施設の見学※ <input checked="" type="radio"/> 済 <input type="radio"/> 未
	第3希望	<input type="radio"/> 保育所 希望理由 祖父母の住宅から近いため 施設の見学※ <input checked="" type="radio"/> 済 <input type="radio"/> 未
希望する保育必要量※	<input checked="" type="checkbox"/> 保育標準時間認定 (おおむね11時間まで) ・ <input type="checkbox"/> 保育短時間認定 (おおむね8時間まで)	
延長保育について	<input checked="" type="radio"/> 要 19 時 00 分 まで) ・ <input type="radio"/> 不要	

※希望どおりにならない場合があります。

②世帯の状況(祖父母を除く)

ふりがな 氏名	児童 との 続柄	同居 ・ 別居	生年 月日	性別	職業又は学校名等	障害者手帳等 の有無 ※「有」の場合 は写し添付
みはら 太郎 三原 太郎 (123456781234)	父	<input checked="" type="radio"/> 同居	60 年 9 月 15 日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	会社員	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
みはら はなこ 三原 花子 (123456712345)	母	<input checked="" type="radio"/> 同居	元 年 7 月 25 日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	パート	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
みはら じろう 三原 二郎 (123456123456)	兄	<input checked="" type="radio"/> 同居	26 年 11 月 12 日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	一丁目小学校	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
みはら ごろう 三原 吾郎 (123451234512)	叔父	<input checked="" type="radio"/> 同居	62 年 9 月 23 日	<input checked="" type="radio"/> 男 <input type="radio"/> 女	自営業	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
		同居	年 月 日	男・女		有・無
		同居	年 月 日	男・女		有・無
生活保護の適用の有無		<input checked="" type="checkbox"/> 適用なし ・ <input type="checkbox"/> 適用あり (年 月 日保護開始)				

(裏面へつづく)

③祖父母の状況

		氏名	児童との続柄 同居 別居	住所	年齢	職業又は現在の状況	障害者手帳等の有無 ※「同居」で「有」の場合は写し添付
祖父母の状況	父方	三原 三郎	祖父 <input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	三原市三原一丁目1番1号	70	会社員	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
		三原 月子	祖母 <input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	同上	68	入院中	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
	母方	五月 史	祖父 <input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	三原市多古一丁目1番1号	67	自営業	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>
		五月 星	祖母 <input checked="" type="radio"/> 同居 <input type="radio"/> 別居	同上	64	パート	有 <input type="radio"/> 無 <input checked="" type="radio"/>

④保育の利用を必要とする理由等

児童との続柄	必要とする理由
父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他()
母	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他()
祖父	<input checked="" type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他()
祖母	<input type="checkbox"/> 就労 <input type="checkbox"/> 妊娠・出産 <input type="checkbox"/> 疾病・障害 <input type="checkbox"/> 介護・看護等 <input type="checkbox"/> 災害復旧 <input type="checkbox"/> 就学 <input type="checkbox"/> 求職活動 <input type="checkbox"/> その他()
家庭の状況	<input type="checkbox"/> ひとり親家庭 <input type="checkbox"/> 左記以外の特別な事由()
ひとり親家庭の場合	<input type="checkbox"/> 離婚または死別 <input type="checkbox"/> 未婚 <input type="checkbox"/> 別居(離婚を前提)
児童扶養手当受給状況	<input type="checkbox"/> 受給中(申請中を含む) <input type="checkbox"/> 停止中 <input type="checkbox"/> 申請していない
送迎について	【送】 <input type="checkbox"/> 父 <input checked="" type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他() 【送】 <input checked="" type="checkbox"/> 車 <input type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()
	【迎】 <input type="checkbox"/> 父 <input type="checkbox"/> 母 <input type="checkbox"/> その他(祖父) 【迎】 <input type="checkbox"/> 車 <input checked="" type="checkbox"/> 自転車 <input type="checkbox"/> 徒歩 <input type="checkbox"/> その他()
入所希望月に希望保育所へ入所できない場合	<input type="checkbox"/> 希望施設(事業者)を変更する <input checked="" type="checkbox"/> 希望施設(事業者)のみ希望し、来月以降継続の審査を希望する <input type="checkbox"/> 保護者又は親族等が保育する(保育する人 続柄) <input type="checkbox"/> 保護者の職場へ連れて行く <input type="checkbox"/> 育児休業を延長する(令和 年 月 日まで延長) <input type="checkbox"/> その他()
兄弟姉妹入所について *二人以上同時に申込みする場合	<input checked="" type="checkbox"/> 同じ保育所へ兄弟姉妹が同時入所可能な場合のみ入所希望 <input type="checkbox"/> 別々の保育所であっても、兄弟姉妹同時期に入所可能であれば入所希望 <input type="checkbox"/> 一人でも入所できれば入所希望 <input type="checkbox"/> その他()

⑤児童の状況

現在の保育状況	<input checked="" type="checkbox"/> 保護者が自宅で保育している(父 母 続柄) <input type="checkbox"/> 保護者が職場へ連れて行っている(父 母 続柄 週 日) <input type="checkbox"/> 保護者以外が保育している(保育している人 続柄 場所) <input type="checkbox"/> 一時預かりを利用している(施設名) <input type="checkbox"/> 幼稚園・認可外保育施設等を利用している(施設名 利用開始月 平成・令和 年 月)
健康状態	アレルギー <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 医師の診断 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 食物以外アレルギー <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有()
	医療・発育・発達 受診・相談している病院等がある <input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有(病名・症状)
	特別な配慮や支援の必要 具体的な内容 <input type="checkbox"/> 無 <input checked="" type="checkbox"/> 有 → <input checked="" type="checkbox"/> 加配職員 <input type="checkbox"/> 医療的ケア
宗教上、食べられない物 (対応できない施設もあります。)	<input checked="" type="checkbox"/> 無 <input type="checkbox"/> 有()

【加配職員】

加配職員は、支援の必要なお子さんのために、通常の職員配置に加えた職員を配置することです。
園との入所調整にあたり、具体的な支援の内容についてお伺いすることがあります。

【医療的ケア】

日常生活の中で長期にわたり継続的に必要とされる医行為のうちの一部です。(吸痰吸引、経管栄養、導尿、インスリン注射等)
看護師の配置や体制整備等必要となるため、受け入れが難しい場合があります。
園との入所調整にあたり、具体的な支援の内容についてお伺いすることがあります。また、集団保育が可能であるための条件等、主治医からの意見書等を提出いただく場合があります。

⑨ よくある質問

	質問	回答
入所申し込みについて		
1	必ず入れる保育所はありますか？	施設に空きがない場合や、空き人数を超える申し込みがあった場合は、入れない場合もあります。
2	申し込みは早い方が有利ですか？	先着順ではありませんので、毎月の期限内にお申し込みください。入所調整は期限内に申し込みをした人の中で、保育を必要とする状況を点数化し、点数の高い方から順に希望施設と調整し決定します。 また、年度後半にかけては受け入れ枠が減少していくため、希望の保育施設に入所できにくくなる傾向があります。
3	希望先は3つ書かなければいけませんか？	無理に埋める必要はありません。入所が決定した後キャンセルしないように、通う意思のある施設のみご記入ください。 また、「第一希望だけ書いた方が入所しやすい」「第一希望から第三希望に、すべて同じ園を書けば熱意が伝わり入所しやすい」ということはありません。
4	空き情報を知ることができですか？	5月以降の入所の空き情報は、市のこども保育課のホームページで随時公開しています。
5	施設の見学をしていなくても申し込みはできますか？	可能ですが、各施設によって保育内容や設備、諸費用などが異なりますので、事前の見学をお勧めします。 また、見学せずにお申し込みされた場合、入所調整前に見学をお願いする場合がありますので、ご協力をお願いします。
6	就労証明書が提出日までに間に合いません。受付してもらえますか？	求職活動の申立書を記入し提出いただけます。就労証明書が届き次第ご提出ください。それまでは、求職要件での審査となります。
7	兄弟姉妹で同時に申し込むと入所しづらいですか？	施設の空き状況や全体の申込数によって変わりますが、一人だけの申し込みに比べると、申し込む人数が多い分、入所しづらさがあるのは事実です。 申込書裏面の入所条件の兄弟入所希望の欄に必ずご記入ください。1人だけでも入所を希望した場合、未入所のお子さんがいっても就労を開始する必要がありますので、ご注意ください。
8	申し込みの結果、入所できなかった場合、毎月申し込みをする必要がありますか？	必要ありません。申し込みを取下げない限り、年度内は引き続き毎月の入所審査を行います。翌年度は、改めて申し込みが必要となります。 申込時の要件が変更になった場合や、入所の意思がなくなった場合は届け出てください。



	質問	回答
9	保留通知が届きました。仕事を始めなければなりません。他の預け先はありますか？	ご希望に添えず申し訳ございませんでした。引き続き年度内の入所調整を行います。入所できるまで、一時預かり・ファミリーサポートなどの利用を含め、家族・会社にご相談ください。希望以外の施設を検討される場合は、早めにご連絡ください。
保育料（利用者負担額）について		
1	保育料は、施設ごとに変わりますか？	変わりません。保護者の市町村民税所得割課税額によって決定します。 ただし、保育料以外の費用は施設によって異なりますので、各施設でご確認ください。
2	保育料はいつ知らされますか？	入所月の上旬に、園を通じて通知をお渡しします。 また、4月の年度替わりと9月の保育料切り替え時期にも、月の上旬に通知をお渡しします。
3	去年育休だったのに保育料が高いのはなぜですか？	毎年4～8月分は前年度の市町村民税所得割課税額、9～3月は当年度の市町村民税所得割課税額に基づき保育料が決定されます。税は前年の所得に基づき決定されます。（P16）
4	保育料が払えません。	急な収入の減少（前年度の4割程度の収入）などで、納付が難しくなった場合は、早めにご相談ください。
利用期間について		
1	産前産後の要件で3か月間入所した後、自営業の補助としての就労要件や育休要件で引き続き入所できますか？	今回の入所は産前産後のみでお受けしています。 産前産後以後も入所を希望される場合は、最初の申し込み時にあらかじめ、就労要件での入所申し込みも行ってください。産前産後要件のみで入所の場合、改めて就労要件での新規の申し込みを行ってください。新規の申し込みの方と一緒に審査となります。
2	入所中に下の子が生まれました。育休を取りますが、入所中の子どもは引き続き入所できますか？	出産後、育休期間が確定した「就労証明書」をご提出ください。就労証明書に記載されている育休期間まで上のお子さんは在籍している施設に継続入所（保育短時間認定）可能です。父母が同時に育児休業を取得する場合も継続入所可能です。※育児休業中は、転所はできません。
入所後について		
1	仕事が変わりました。必要な書類がありますか？	勤務時間・場所などの変更や、転職など、提出していただいている就労証明書の内容と変更になった場合は、その都度就労証明書の提出をお願いします。 退職し新たな仕事を探している場合は、申立書（求職活動）をご提出ください。

2	世帯の状況が変わります（再婚・離婚・親との同居など）。手続きが必要ですか？	こども保育課にご連絡ください。 状況によって、追加で提出いただく書類がある場合、ご案内いたします。
3	保育時間を短時間から標準時間に変更するにはどうしたらいいですか？	提出された就労証明書・申立書などの内容を確認し、標準時間にあてはまる場合は、翌月から変更となります。保育必要量変更届を併せてご提出ください。
4	認定こども園に1号認定で通っています。2号認定に切り替えたいのですが、どのような手続きが必要ですか？	改めて2号認定の入所手続きを行う必要があります。 手続き方法は、新規の入所申し込みと同じです。 こども園利用変更届とともにご提出ください。 申込期間に、ご注意ください。切り替えは月単位です。
5	認定こども園に1号認定で通っています。新2号認定の申請には、どのような手続きが必要ですか？	新2号認定を申請する場合、新2号認定の申請書と就労証明書をご提出ください。 提出場所は施設により異なります。 ・幼稚園型認定こども園：教育振興課 ・幼保連携型認定こども園：こども保育課
6	入所した後に、別の施設に転所することはできますか？	転所の申出をすることは可能です。転所希望月の入所申し込みと同じ期間内にご提出ください。ただし、転所希望先の施設の入所枠を超える申し込みがあった場合は、新規の申し込みをされた方を優先しますので、転所するのは難しいのが現状です。申し込みの際は、よく検討したうえで希望先をご記入ください。 また、転所が決定した場合、現在在籍している施設へもどることはできません。 保護者が産休・育休中・求職活動中の転所はできません。
7	地域型保育事業の園に入園しています。3歳児になると、どうなるのですか？	地域型保育事業の園は2歳児クラスまでの園です。3歳児クラスになると、3歳児クラス以上のある保育所・こども園に転所します。2歳児クラスの冬の現況届の際に、転所希望先を伺いますので、事前に見学などの情報収集をお勧めします。
8	保育施設に入所していますが、市外に引っ越すことになりました。引き続き現在の保育施設に入所しつづけることができますか？	広域入所の対象となるか、転出先の市区町村におたずねください。転出先の市区町村での申し込みが必要です。 現在の保育施設には、三原市に住民票のある月の月末までは入所いただけます。 ※転出先の市町村により、取り扱いが異なります。詳しくは、P11をご覧ください。
9	退所しようと思います。どのように手続きしたらよいですか？	退所することが決まり次第、こども保育課に退所届をご提出ください。園にもご連絡ください。